逍遙山玉隆萬寿宮志小考

次

目

宮志刊行の経緯 は が き

乾隆重修本と光緒重輯本の比較

宮志所収記伝と道蔵記伝との関係 宮志所収記伝とその形成

 \equiv

L が き

は

六朝時代以降の中国思想宗教史のうえに、特異な位置を占める許遜(許真君)信仰の形成、並びに展開の過程を追

とは、所謂許遜仙道教団の祖師とされる東晋の許遜以来、元代に成立する浄明道をふくめ、 千数百年に及ぶ教団の頗る 継続的に進めてきた一連の考察過程において自から明らかとなったように、主題に掲げる逍遙山玉隆万寿宮

屈折に冨む長い歴史を通じて、常に一貫して教団本拠としての地位を保ち続けてきた、江西省南昌府の名峯、

宮志が存在したことを『歴世真仙体道通鑑』(趙道一撰)所収の『許太史』伝によって識ってのち、暫くその伝本を 南に接する逍遙山の由緒ある道観である。曽て、この許遜教団の本山と称すべき玉隆万寿宮に専志とも云える詳細な

西山の

月 観

秋

暎

100

 ψ'

少なからぬ補訂・改削のあることが明白となった。 らかとなった。その後やや暫くして、計らずも新たに光緒四年刊『逍遙山万寿宮志』(二十二巻)を繙くことをえた の構成、編纂の経緯、 が、これは前記乾隆本の重輯本に当たるもので、原本に較べて新たに二巻の増補が行われているほか、各巻の内容に ることをえた。 めてきたのであるが、先年漸く当該宮志と目される乾隆五年刊『逍遙山万寿宮志』(二十巻)の存在を確認、 求めて探索を試みながら目的を達しえないまま、専ら道蔵所収資料を中心に許遜仙道教団、就中、浄明道の研究を進 いては勿論のこと、浄明道を含む許遜仙道教団全体の歴史に関しても、頗る重要な具体的資料を含んでいることが明 調査の結果、本書の内容は関連道蔵資料との間に多くの重複が存するものの、玉隆万寿宮の沿革につ 並びに両志の継授関係等について書誌学的検討を加えるとともに、所収資料の中核をなす許真 この乾隆・光緒両宮志の検覆を果たしたのを機会に、 ここで両志 検覆す

第一節 宮志刊行の経緯

君記伝の許遜信仰展開過程に占める位置を見定めておきたい。

『許太史』伝の末尾に見える次の如き記述である。 さきの「はしがき」に言及した『逍遙山万寿宮志』の存在を示唆する『歴世真仙体道通鑑』の記載とは、 同書所収

真君昭霊著顕非一。屢承恩寵。事迹詳載逍遙山玉隆万寿宮志。

纂の始末を考えるに当って、一つの重要な手係りを提供している。元来『許太史』伝を載せる『歴世真仙体道通鑑』 すなわち浄明道の祖師に当る許真君(許遜)の生涯の中で、その霊威の発現した顕著な事例は少なくなく、これに対 は道蔵に収録される数多くの神仙伝の中で、最も浩瀚にして且つ詳細なものであり、既に言及したように、 し朝廷より屢々下された恩寵の事迹は「逍遙山玉隆万寿宮志」に詳しいと云うのであるが、この短かな記述は宮志編 南宗ごろ

問題の『逍遙山万寿宮志』の成立年代は当然これを溯り、遅くとも南宗時代には既に存在していたと考えねばならぬ の道士である趙道一の撰と考えて誤りないものである。従って上掲の記述を、そのまま趙道一の撰文と見なす限り、の

ことになる。筆者が久しく宮志の存在を追い求めてきたのも、実はこのような目論見のうえに立ってのこ とで あっ

文であったのではなく、 たが、結論から申して、 かかる見通しは誤っており、問題の上掲『許太史』伝末尾の記事は、本来『許太史伝』の本 『許太史』伝の本文中に、 屢々発見される註文混入の一事例と見なすべきもので、 宮志の編

志』は、巻首に次の如き四篇の序文を掲げている。 纂は少くとも明代初期以前に溯るものでないことが明らかとなった。果たして最初に入手せる乾隆刊『逍遙山万寿宮

濬

重修玉隆万寿宮誌序 西蜀 岳

商邱 吳同仁

重修玉隆宮誌序 重修玉隆宫序 後学 朱允元

重修許真君逍遙山万寿宮記 燕山 薫文偉

重修 これは云う迄もなく本書が重修本であることを示するものであり、序文の撰述の行われた乾隆五年が、概ねこの乾隆 『逍遙山万寿宮志』(以下重修本と略称)の成立年代を示すものと考えてよい。ところで、この重修本の原本に

ついて、巻首の凡例によれば

逍遙山凡旌陽先生出処。古無專志。 一帙。始彙成書。 今仍其旧稍為編次。訂輯非有確拠不敢妄増益。 自本朝雍正四年。 同里程以貴。 是書原無古史可以博稽。若伝聞謬誤荒誕不経之 熊益華両先生。 網羅採訪。 兼得同里喻指先生録

75 濫為増入則以多伝疑。不如以少伝信。

によって、原本に当る雍正刊宮志は重修本を溯ること十五年、 即ち雍正四年に喩指先生の手になる録稿一帙を入手せ

76 る程以貴・熊益華らが、これに基いて編輯に当たり、更に郭懋隆らが協力し、編次訂輯ののち梓行したものが、この 所謂重修本であることが知られる。

異っていたようで、重修本が ところで、この重修本と、その原本となった雍正刊『逍遙山万寿宮志』 (以下雍正本と略称)の編次の構成は相当

本山玉隆宮與省城鉄柱宮。 旧志以両地事跡分上下二冊。今以本山為主。 而以省城宮殿古蹟各以類従。 繋於玉隆見統

と略称)に至るまでの経緯については、同じく凡例に次の如く云う。 直したことを示している。前引凡例に「編次訂輯」と特記する所以も、恐らくこの点を指すものと見てよいであろう。 を上下二冊に分纂したものであったが、重修本は専ら本山である玉隆宮を中心として、この上下二冊を纒めて編輯し と記すように、 さて重修本成立の沿革は叙上によって、ほぼ明らかとなったが、そのご光緒重輯『逍遙山万寿宮志』(以下重輯本 雍正本宮志は本山である玉隆宮に関する記述と、同じく許真君を祀る南昌省城の鉄柱宮に関する記述

揣固陋。 日久板復見災。 删其繁蕪。補其欠漏。 道光二十六年。 豊城劉芳以所存原書。鳩貲鏤板於東粤。一無増損。 重為増訂。 而粤板止存三分之一。其余俱照式補鐫。 今以玉隆鉄柱両宮告成。某等不

であり、その刊行は光緒四年、 これによれば、 る雍正本にもまた基くところがあったようで、 玉隆・鉄柱両宮の修造を機会に、 そのご重修本の板本が禍災に遭ってのち、道光二十六年、豊城の劉芳が所有する刊本を東粤において 高安の金桂馨 この重輯本の新凡例に、既に 南昌の漆逢源の纂輯になるものである。ところで、程以貴らの纂輯せ この東粤板に大々的な補訂改删を加えて編輯したものが、 即ち重輯本

明洪武間。 練師熊常静始有鉄柱延真万年宮紀録類編。 正徳間。 道紀司鄧継禹復増訂之。

訂したものが、 と云う。 即ち明初の洪武年間に練師の熊常静が始めて纒めた『鉄柱延真万年紀録類編』を、更に道紀司の鄧継禹が増 重修本の藍本となっていることが知られる。これらの宮志諸本の刊行の経緯を年代順に整理するなら

) 鉄柱延真万年宮紀録類編 洪武十年(一三七七) 熊常静編輯

ば

概ね次の如くなろう。

四 同 上 乾隆五年(一七四〇) 丁歩上 校定

(五)

同

上

道光二十六年(一八四六)

劉芳

重鐫

出 同 上 光緒四年(一八七八) **金桂馨**•漆逢源 重輯

なお、

重輯本の新増にかかる「歴次編纂姓氏」の項によれば、

ある。 に雍正本の前に位置づけるべきものであるが、他の上記六本の宮志との関係も不明であり、今のところ実体は不詳で

宮志が彙梓されたことが見えるが、具体的な宮志名が明らかでなく、彙梓の事情も詳かでない。年代からすれば当然

乾隆本の前に康熙十九年福建の人である黄煜によって

第二節 乾隆重修本と光緒重輯本の比較

比較しつつ、 最初に予め重修本『玉隆万寿宮志』(二十巻)の目録によって、 両者の相違点を明らかにしておきたい。まず重修本の目次は次の様なものである。 その構成を概観し、 重輯本(二十二巻)の構成と

卷一 図……星野 奥奥地 邱墓、宮殿、 一巻、二紀……国典

古蹟

巻十~二十

志……経籍

祀典

人物

軼事

表……歴年

籍貫

伝……仙

書名を宮志とは称しながらも、 この目録に見られる六部、十七項目の構成は明清時代の地志類に認められる一般的形式をそのまま襲うものであり、 本来これが逍遙山の山志の性格をもつことを示唆するものがあるが、本宮志の編纂者

凡自紀載旌陽先生。而外旁及浄明一派。所以彙逍遙山之全盛。 如旗旒之贅于縿。林葉之依於幹。

は、この点に関する基本的な態度を自ら明快に記して

と述べており、この宮志が旌陽先生のことを記し、そのほか浄明道のことに及んでいるのは、 逍遙山の繁栄の模様を

が巻一と巻七とに分纂され、 き、樹木の葉が幹によって繁茂するのと同様な関係にあるからであると云う。この点は前掲目次に、 叙べる為に心要だからであって、これらの許遜並びに浄明道の記載は逍遙山と両者が恰も風になび く 旗 旒 許遜仙道教団関係の資料を前者に集め、その他の関連資料を後者に収めるとか、 例えば宮殿の項 が終に着 芸文の

うに、玉隆万寿宮の宮志の**纂輯**にあったのではなく、寧ろ南昌府の名山である新建県逍遙山の繁栄の模様を伝えんと れていることなどによっても具体的に窺いうるところであろう。重修本編纂の目的が、一見、書名から想像されるよ 項に浄明道教団、 或は玉隆宮そのものと直接関係がなく、単に逍遙山の風光美を詠じたに止まる詩文が数多く収録さ

これに対し新たに二巻を増す重輯本二十二巻は藍本とも云うべき重修本に比較して、相当大巾な改訂の手が加えら 即ち目次構成のうえで云えば、重修本の巻十四から巻十九に及ぶ六巻の芸文の内容を整理し直し、その中

するところに主眼がおかれていたことを、明白に物語っている点は注目すべきところである。

新たに増補し、重修本の末尾に収める巻二十復興を最後の巻二十二に移行するなど、大巾な改訂が行われていることを に収める公贖、 告示、 禀呈の類を、巻二十の雑紀として独立させると共に、更に専ら奉祀資料を収録する巻二十一を

実は両宮志を比較した場合、 筆に値するが、これらは何れも前述の如く、重輯『逍遙山万寿宮志』編纂の主眼であった重修本宮志の所謂「山志 は勿論 の性格を「宮志」に編纂し直すことに伴って、自ずから加えられた改訂・増補の跡と見るべきものであり、此等の事 捜し出し、 集・増補に大きな努力を払っているほか、 窺わしめるものがあるほか、部分的な改削・補訂の跡は大なり小なり、程度の差こそあれ、巻五・巻八・巻九・巻十 の四巻を除く各巻に及んでいる。 浄明道を含む許遜仙道教団、 許遜仙道教団の本山と宋朝重臣との繋縁浅からぬ関係を、 重輯『逍遙山万寿宮志』が重修『逍遙山万寿宮志』に較べて玉隆万寿宮研究資料として 就中、重輯本が道蔵その他の群書を博採して、 延いては中国道教史研究資料として質量ともに勝っており、 『宋史』列伝の中から歴代の玉隆万寿宮の提挙・提点の任にあった人物を 具体的事実をもって誇示していることなどは特 重修本がもつ許真君事跡の遺漏の収 より重要な資料的

宮志記伝資料とその形成

価値を具えていることを裏書きするものと云ってよいであろう。

限り増減はない。 的価値を具えていることが明白となったが、 さて叙上の如く現存の玉隆万寿宮々志両本の比較対照を試みた結果、 ちなみに、その重要記伝とは 両本が等しく巻四・巻五に収録する許遜仙道教団関係重要記伝に関する 重輯本は重修本に較べ質量ともに優れた資料

晋旌陽令許真君実録正伝 紫清明道真人白玉蟾撰

李長卿

净明道師旌陽許真君後伝

第一

張司霖撰

第二

净明啓教蘭公媅母伝

净明伝教十一真人伝

净明忠孝全伝正訛

净明道師旌陽許真君伝

净明際真金胡詹許伝

第五 浄明経法監度師三真人伝

第七 第六 净明嗣教四先生伝 净明揚教劉先生伝

四) 付

伝

仙弟句曲許真人伝

仙弟長史許真人伝

龍沙応讖白真人伝

併しこれらの記伝は書名から推して、

であるが、

或は何等かの理由で採用しえなかった七点の参考記伝について注記し、簡単な紹介と批判を加えながら、 伝との関係について、簡潔な按文を付している。その七点の記伝名と撰者は次の如きものである。 しいものたらしめる為に、 少なからぬ補訂を行っているが、この点について重輯本宮志の編者は編輯の際に採用し、 宮志所収記

え、伝承史実の取捨選択を行いながら、一方において新たに成立せる浄明道教団の本山としての王隆万寿宮志に相応

訳ではないようで、重修本宮志の編纂に際して、従来の許真君関係記伝に対し、

重修本が纂輯される乾隆当時の伝本が、そのまま宮志に収録された

記述の真偽について慎重な吟味を加

白玉蟾

十二真君伝

胡法超 胡慧超

旌陽先生修行伝

(4) (3)(2)(1)

全伝訂訛 旌陽正伝

李長卿

(7)

(6) 正伝叙旌陽先生事 (5)

旌陽後伝

西山述志

劉天眷

白瓊山 張司霖

これらについて按文は当時存在せる「旌陽正伝」、「全伝訂訛」、「旌陽後伝」について、何れも胡慧超の撰と伝えら れる「旌陽先生修行伝」、胡法超の撰と伝えられる「十二真君伝」に基いて記されたものであると述べており、既に

玉陽正書白真人伝

浄明傳大師伝

净明朱真人伝

净明張真人伝

更に「西山述志」は旌陽の軼事を収録することが頗る多いと聞いているが、完成せずに終り、その原稿 は 尽 く 散失 密であるが、記事一部に頗る不経な部分があるので、これを削汰し、正伝信史のみを伝えるべきであるとしており、 この二記伝が、早くから幻の伝記となっていたことを示している。また「正伝叙旌陽先生事」は内容の叙述が甚だ詳

し、今日見ることをえないと記している。

後伝」が口の『浄明道師旌陽許真君後伝』に当たり、③の「旌陽正伝」が口の『晋旌陽令許真君実録正伝』、また仏 点の記伝の中で宮志纂訂に当って実際に収録・利用されたのは③・④・⑤のみに過ぎなかった訳であり、⑤の「旌陽 るところがあったとすれば、恐らくそれは新本に当る余卞撰の「十二真君伝」であったと考えてよい。されば前掲七 君伝』(二巻)の二本が存在した筈である。従って若しも按文に云う如く、「旌陽正伝」、「全伝訂訛」にして、拠 な考察を加えたように、これには『唐書』芸文志所収の『晋洪州十二真君内伝』、『宋史』芸文志所収『余卞十二真 の「全伝訂訛」が闫の『浄明忠孝全伝正訛』の原本となっているものと推定することが出来る。 ちなみに「十二真君伝」に関しては、そのほか特に触れるところはないが、この書物の来歴について既に書誌学的

第四節 宮志所収配伝と道蔵記伝との関係

び げた『晋旌陽令許真君実録正伝』の藍本に凝定すべき道蔵本は、同じ白玉蟾の撰とされる『修真十書玉隆集』(巻三 さぐり、宮志記伝成立の経緯、並びに編輯の事情について、若干の考察を加えておくこととしたい。まず☆として掲 十三)所収の『旌陽許真君伝』であるが、この記伝は既に考察した如く、道蔵所収の諸許遜伝の中で、九 世 紀 中 頃 最後に本節において、前述の如き見通しのもとに、両宮志に収録される重要記伝『晋旌陽令許真君実録正伝』、及 『浄明忠孝全伝正訛』の二本について、これと対応する道蔵所収の許真君記伝類を比較し、 両者の間の継授関係を

代は北宗の徽宗が許真君に対して奉った尊号「神功妙済」の晋封(一一一二年)以後、元初の成宗が同じく許真君に 即ち『旌陽許真君伝』、『許太史』、『西山許真君八十五化録』の嚆矢をなす最も基本的な記伝であり、 に成立したと推定される『孝道呉許二真君伝』のあとを承けて、十三世紀ごろに相継いで成立する所謂許真君三伝、 対し奉った尊号「至道玄応」の晋封(一二九五年)以前であることは明瞭であって、撰者とされる白玉蟾の生卒年代 (一一九四~一二二九)から推しても、遅くとも十三世紀初期には成立していると見て誤りないものであり、その意

味で諸許遜記伝類の中にあって、最も来歴の明らかな資料であると云うことが出来るものである。

また闫に掲げた『浄明忠孝全伝正訛』の藍本については、同書の原序に

奚取全書稍加刪潤。質以道蔵之所紀。錄父老之所伝誦。彙為一帙。題曰浄明忠孝全伝正訛。

その末尾に至って、 忠孝全書』を指すものかどうか不詳であるが、原序は前記の如く「全書を取りて稍删潤を加う」と述べており、 蔵所収の『浄明忠孝全書』に収められるのは前掲の第一・五・六及び七の前半部のみであり、 と記すように、本書編輯の基本となったものとして「全書」を挙げているが、本書を構成する前掲七点の記伝の中で道 『浄明忠孝全書』が巻五・六に収めている「玉真之語録」及び「中黄之問答」の二篇 に つ い て 所謂「全書」が

もののようで、問題の記伝を敢えて「全伝正訛」と名付ける所以もこの辺にあるものと推測される。 の記伝が、云わば原序に掲げるところの「道蔵の紀すところ」に当たり、「父老の伝承」に該当するものと見るべき 伝」中の趙宜真・劉淵然の二伝を増収したものと見做すことが出来るようで、これら『浄明忠孝全書』に欠ける部分 別乗に移し、新たに「蘭公諶姆伝」、「伝教十一真人伝」、「際真胡詹許伝」、及び重輯本が増補せる「嗣教四先生 明忠孝全書』を指すものと見てほぼ誤りあるまい。問題の『浄明忠孝全伝正訛』とは『浄明忠孝全書』の前記二篇を 「まさに別乗にのせ、浄明忠孝全書別篇と曰うべし」と記していることからも、 所謂の原序の「全書」とは、

擇日斎戒設位

醮十八種薬之神。

然後書符逐味誦咒。

其訣必先

弟子各為五言二韻勧誡詩十首以遺世。及以大功如意丹方

且教以行善立功。以致神仙之旨。著霊剱子等書。又與十一 **諭以行期。自此朝夕会于真君之第。日設宴飲共叙惜別。** 州都仙太史兼高明大使。賜紫綵羽袍瓊旌宝節玉膏金丹各

功済生霊。 経緯愈深。

名高玉籍。

衆真推仰。

萬法千門罔不師歴。

救灾抜 難。 冝有甄昇。

除害 可授九

去。

一合。(中略)遂乗雲車而去。真君乃召門弟子與郷曲耆老。

伝衆弟子不與上昇者。此方即丁義神方中一也。

旌陽令許真君実録正伝』と、 次に、ここで煩鎖をいとわず、 比較対照を試みるならば、 宮志記伝纂訂の背景、 或は趣旨について窺見してみよう。 その藍本に当たる道蔵本『修真十書玉隆集』 次の如くなる。 宮志本記伝類の中核をなし、 初期許遜仙道教団史研究の最も主要な資料である『晋 両許遜記伝が完壁な対応を示す主要部分の一部につ (巻三十三) 所収の『旌陽許真君伝』を比

旌陽許真君伝

帝寧康二年甲戌。 曰。上詔学仙童子許遜卿在多劫之前。積修至 道 階迎拝。二仙曰。奉玉皇命賜子詔。真君伏以聴。 仗自天而下。 左頻擾。 人無灾害。其福被生霊。 真君所居環百余里。 二仙乗輦導従甚都。降于真君之庭。 真君年一百三十六歲。 人莫知其所以然也。 盗賊不入閭里晏安。 八月朔旦。 動苦 至孝武 真君降

自東晋乱離江 年穀屢 而下。 然也。 晏安。 都。

晋旌陽許真君実録正伝

東晋乱離江左頻擾。 降于真君之庭。宣上帝詔命。真君再 拝 登 受。二 仙 年穀屢登。 至孝武帝寧康二年甲戍。八月朔旦。 蓋玉真上公崔子文。 元真上卿瑕邱仲 也。 人無災害。 惟祖師所居環百余里。 其福被生霊。 有二僊擁雲仗 人莫知其所以 盗賊不入間里 導従甚

之不同上昇者以済世。 誠詩十首以遺世。今春詩 及(以)大功如意丹方伝衆。 三致意焉。著霊剣子等書。 斎宴共叙惜別。且以行善立功浄明忠孝之旨。反覆開陳。 九州都遷太史兼高明大使。 即丁義神方中之一也。 又與十一弟子各為五言二韻勧 冲挙有期。仙使告我矣。

真君乃召門弟子與郷曲耆老告之曰。今者天詔降於我

仙官賜所居宅。曰仙曹左府。(下略), 他官賜所居宅。曰仙曹左府。(下略), 他官賜所居宅。曰仙曹左府。(下略), 他復宣詔曰。上詔学仙童子許遜脱子前生貪殺。匿不祀先仙復宣詔曰。上詔学仙童子許遜脱子前生貪殺。匿不祀先仙復宣詔曰。上詔学仙童子許遜脱子前生貪殺。匿不祀先紅霞紫気。舒布環遶。前二詔使又至。真君降階拝迎。二組琰太微兵衛大夫。先祖玉太極把業録籍典者。父粛中嶽祖改太微兵衛大夫。先祖玉太極把業録籍典者。父粛中嶽祖之罪。録子今生咒水行符治病。是月望日大営斎会。徧召修合之。其治衆疾。如意而愈。是月望日大営斎会。徧召修合之。其治衆疾。如意而愈。是月望日大営斎会。徧召修合之。其治衆疾。如意而愈。是月望日大営斎会。徧召

使又至。

宣詔畢。

兵衛仙童綵女。前後導従。紅霞紫気。舒布還遶。前二仙望日至日中。遙聞音楽之声。祥雲弥望。羽蓋竜車。従官

大夫。祖玉太極把業錄籍典者。父粛中嶽仙官賜所居宅。 仍封遠祖由玉虚僕射。曽祖琰太微兵衛

曰仙曹左府。(下略)

に下された昇仙予告の宣示とは「(学仙童子許遜)子、多劫の前に在りて至道を積修し、勤苦悉く備わる。 に、次の如き大きな二つの削除と、一つの重要な改換のあることに注目しなければならない。即ちまず玉皇から許遜 によって昇仙を約束され、 右の上段に掲げる道蔵本『旌陽許真君伝』(第十四・十五紙)の記述は、浄明道の祖師とされる許遜が初めて玉皇 その理由を闌明する重要な部分であるが、既に触れた如く、互に密接な継授関係にある上下対照の記伝の間 「致神仙之旨」を授けられてのち、 二仙の来迎を受けて騰昇する許遜の神仙化・教祖化 経緯愈々

界に伝う」の部分は、下段の『晋旌陽令許真君実録正伝』にあって凡て削除されており、恰も昇仙が当然自明のこと 晋の寧康二年(三七四)の八月十五日、二仙を降して許遜を昇仙せしめる際の宜示「子、前世殺を貪り、 を祀らざるの罪を免がる。子、今生呪水、行符、治病、罪悪、 深く、万法千門師歴せざるなし。灾を救い、難を抜き、害を除き、妖を蕩い、功生霊を済い、名玉 籍 に 高 く、 冝しく甄昇有り、 九州都仙太史兼高明大使を授くべし」云々の言であり、更にこの予告の通り、 馘毒の功を録し、已に潜山司命の官を仰ぎ、金丹を下 匿れて先祖 同じ く東 衆真

旨 場を窺わしめるものがあろう。 殺しないまでも、 の間の再従昆弟同志の繋縁関係を誇っているが、宮志本『晋旌陽令許真君実録正伝』(第十六紙)は、 指摘しておこう。即ち道蔵本『旌陽許真君伝』(第一紙)は冒頭に許遜の生い立ちを叙して「句曲山遠遊君邁。 例と云ってよいものである。 節を合せているのが認められる。 是道益進」(第六紙)と記し、浄明道の祖師としての許遜の地位を確定する決定的な記述の竄入によって、 間の門弟に与えたとされる「致神仙之旨」(第十四紙) として、その結果のみを叙述する大巾な改删が行われている。また『旌陽許真君伝』において、昇仙に際し許遜が郷 (第十五紙)と改換されており、更に許遜の浄明忠孝道の悟得を「厥後遇日月帝君。授以浄明霊宝忠孝之道。 皆真君再従昆弟也」と記し、 単なる一伝承として取扱い、末尾の付記にゆだねている事実も、また新宮志記伝編纂の基本的な立 煩雑を避けて原文の対照を控えるが、これに類するもう一つの顕著な改換の事例を追加 この点は宮志本記伝類を通じて見られる改竄・補訂の基本的、 祖師許遜と句曲山、 の教法が、 即ち茅山に在る茅山上清派をもり立てた許長史及び許邁と 『晋旌陽許真君実録正伝』に至って「浄明忠孝之 且つ典型的手法の事 悉くこれを沫 これと符 自

朝から唐にかけて、 ける許遜信仰自体の変化に基くものと考えてよいであろう。既に論じたように、古く東晋に発する許遜仙道教団は六 比較を通して、 及するところがあったが、叙上の乾隆・光緒宮志所収『晋旌陽令許真君実録正伝』と、道蔵所収『旌陽許真君伝』の 明初以来、玉隆万寿宮において再三再四繰り返されてきた宮志纂輯の趣旨については、 許遜のもつ神秘的霊威に対する人々の信仰は着実に進展し、更に元代に入って玉隆万寿宮道士の劉玉によ 『晋旌陽令許真君実録正伝』が編纂される十九世紀後半における許真君の宗教的地位、 確認された大きな補訂・改削のもつ意味については、 南昌の西山を中心として隆退を繰り返すが、北宋に至り、祖師許遜が宋朝の公的な国家的祭祀の対 基本的には『旌陽許真君伝』 既に小論の中においても言 の成立する十三世 並びにその間にお

闡明すべく、叙上の如き改換・増損の筆を加えたものと見做して誤りないであろう。 自ら新記伝の編纂を意図したものではなく、白玉蟾の『旌陽許真君伝』撰述後、五百余年間における許遜信仰の変遷 実録正伝』の纂輯に当って、これに如上の重要な改削を施しながら、その撰者を依然として白玉蟾としているのも、 階層の上下を超えて定着することになる。かくして『晋旌陽令許真君実録正伝』は、 に応対しつつ、浄明道教団の本山志に当る『逍遙山万寿宮志』所収の浄明道祖師伝相応の改删を施したものであるこ る許遜仙道教団教法の大巾な改革によって、所謂浄明道が皮脱・成立するに及んで、 教祖化の経緯に関する錯雑せる『旌陽許真君伝』の説明部分を削除し、合せて許真君の浄明道祖師としての地位を 宮志の編者が『晋旌陽令許真君 既に贅設となった許遜の神仙化 祖師許真君に対する信奉は社会

注 (1) 『許太史』伝 **歴世真仙体道通鑑巻二十六所収** 道蔵洞真部記伝類 一四三册

とを示唆するものであろう。

- (3) (2) 許真君伝考— -净明道研究序説—— 集刊東洋学 第十五号。
- と記しているが、 たが、両者を対照して見出される相違点の一つに、前者の注文混入の操作がある。一・二の具体的事例をあげるならば、 に入れている。 も認められ、予章における許遜と郭璞との神秘行を証する「今印文猶在」との割注を『許太史』伝はそのまま本文の中 『許太史』伝の本文の中で、呉許二君が諶姆を訪れてのち「遂建嗣字。亦以黄堂名之崇道観。毎歳仲秋エエエ」(第五紙) 『許太史』伝が『旌陽許真君伝』を承けて撰せられたものであると推定されることは、既に前掲拙稿(2)にお い て 述 べ 『旌陽許真君伝』は傍線の部分を「今号崇真観」との註によって記している。同様な例は第十三紙に
- 拙稿 旌陽県と玉隆万寿宮― 許真君伝考補遣――「十二真君伝」を中心に―― 浄明忠孝道の歴史地理 (|) 文経論叢 第二巻第一号。

文経論叢

第四巻第三号

- (7) (6) (5) (4) 注 (2)
- 隆正書白真人伝」があり、生年については宮志が紹煕甲寅(一一九三四)三月十五日、卒年については『逍遙壚経』が宋 白玉蟾の生卒年代について記述する記伝には『逍遙壚経』道蔵第一〇八一冊と『逍遙山万寿宮志』(巻十五)

(10) (9) (8)

道蔵

太平部 七五七冊

論の論旨に直接的な関わりはない。

不詳であるが、紹熙甲寅を紹興甲寅の誤りとすれば、生年は一一三四年と云うことになる。然し何れを採るにしても本

の系譜」(歴史教育第十七巻第三号)において、卒年は不明ながら、生年を一一三四年としておられる。拠るところは

物の年寿としては余りにも短命であり、何れかに誤りがあるのではないかと疑われるが、吉岡義豊 博 士 は 「道教々団

の嘉定(一二〇八一二四)中徃く所を知らずと記し、一方の宮志は、それと一致する一二一九年(三十才説)のほが、 一二二九年(三十五才説)及び不明説を打ち出している。本論においては一応三十才説に従ったが、神人と称される人

ないこれを

修真十書玉隆集 る浄明道の役割について 許遜教団と浄明忠孝道について 巻三十二所収 集刊東洋学

道蔵一二七冊。 古岡義豊

第三十一号 M・スワミ 参照。

ェ

道教研究 第三冊。 中国近世宗教史の展開におけ